

1 容器包装リサイクル法とは

家庭から出るごみの量のうち、容器と包装のごみが約6割を占めているといわれています。そのため、容器包装のごみの減量化とリサイクルの推進のために、「容器包装リサイクル法」がつけられました。

容器包装とは

「容器」とは、商品を入れるもの、「包装」は商品を包む物です。
 ガラスびん、飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル、プラスチック製容器、紙製容器、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボール



*アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールについては事業者にはリサイクルの義務は生じません。

関係者の役割

消費者：ごみをきちんと分別して出す

市町村：分別して収集し、保管する。

特定事業者：責任を持ってリサイクルをする。

* 容器包装リサイクル法ではリサイクルの義務を負う対象事業者を特定事業者といっています。

(対象事業者の例)

容器・包装を利用する中身製造業者

容器製造業者

リサイクルの例

容器・包装の種類	リサイクル製品の例
ガラス製容器	ガラス製容器、びん、建築・土木材料など
ペットボトル	繊維、シート、ペットボトル
プラスチック製容器包装	文房具、日用雑貨などのプラスチック製品、工業用原材料
紙製容器包装	板紙、古紙再生ボード、固形燃料など



リサイクルの流れ

